

令和 8 年第 2 回五城目町議会定例会議事日程〔第 4 号〕

令和 8 年 6 月 1 5 日（月）午前 1 0 時 0 0 分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 教育民生常任委員長報告

日程第 3 議案第 3 8 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 3 9 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 4 0 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 議案第 4 1 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 議案第 4 2 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 8 議案第 4 3 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 9 議案第 4 4 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 0 議案第 4 5 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 1 議案第 4 6 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 2 議案第 4 7 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 3 議案第 4 8 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 14 議案第 49 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 15 議案第 50 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 16 議会運営委員長報告

日程第 17 委員会提出議案第 6 号 地方自治法の改正を求める意見書について

日程第 18 議員派遣の件について

3 閉会

令和 8 年五城目町議会 6 月定例会会議録

令和 8 年 6 月 1 5 日午前 1 0 時 0 0 分五城目町議会 6 月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1 番 石 井 和歌子	2 番 小 玉 正 範
3 番 伊 藤 信 子	4 番 石 川 交 三
5 番 中 村 司	6 番 佐 沢 由佳子
7 番 石 川 重 光	8 番 松 浦 真
9 番 工 藤 政 彦	1 0 番 椎 名 志 保
1 1 番 斎 藤 晋	1 2 番 石 井 光 雅
1 3 番 佐々木 仁 茂	1 4 番 館 岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 荒 川 滋	副 町 長 澤田石 清 樹
教 育 長 小 玉 史 男	総 務 課 長 小 玉 重 巖
まちづくり課長 小 林 忠 和	会計管理者兼 税務会計課長 小 玉 洋 史
議会事務局長 千 田 絢 子	商工振興課長 鳥 井 隆
建 設 課 長 小 野 亨	学校教育課長 福 嶋 妙 子
生涯学習課長 石 井 宏 臣	住民生活課長 工 藤 晴 樹
健康推進課長 藤 田 由 美	地域福祉課長 大 石 靖 宜
子育て支援課長 北 嶋 友 香	消 防 長 佐々木 貴 仁
農業委員会事務局長 柴 田 浩 之	総務課課長補佐 猿 田 和 孝
農林振興課課長補佐 齊 藤 茂	

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千 田 絢 子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。8番松浦委員長

○総務産業常任委員長（松浦真君） おはようございます。

令和8年6月定例会において当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案4件、報告2件、陳情2件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において6月10日の午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は6名、うち1名欠席であります。参与には小玉総務課長、小林まちづくり課長、小玉会計管理者兼税務会計課長、千田議会事務局長、齊藤農林振興課長補佐、鳥井商工振興課長、小野建設課長、柴田農業委員会事務局長をはじめ関係職員が出席し、書記には建設課 工藤主事、税務会計課 椎名係長、農林振興課 阿部主任をそれぞれ指名し会議に入っております。

まず議案第33号です。総務産業常任委員会への付託に先立ち、教育民生常任委員会との連合審査会を開催いたしました。

連合審査会には総務産業常任委員6名、うち1名欠席、教育民生常任委員7名の計13名が出席しました。

連合審査会での主な質疑として、委員から、特定健診受診率の状況について未病予防・健康推進の観点から特定健診の受診率は重要な指標だが、以前は35%程度だった受診率は現在どの程度まで向上しているのかと質疑があり、現状では実情として約40%近くまで上昇してきている。75歳になり、国保被保険者を脱退する方もいるため単純比較は難しいが、健康推進課の積極的な働きかけにより着実に向上していると答弁がありました。

また、別の委員から、令和15年度を目標に県が国保税率の標準化を進めているが、

他市町村からは自町の税収で他町の医療費をカバーすることへの反発も予想される。現状の進捗と実現の見通しはどうかと質疑があり、県としては令和15年度標準化の方針を維持しており、国の動きにより早まる可能性もある。反発はあるものの、県全体での合意形成に向けた議論が続いている。本町としては標準化の動向を注視しつつ対応を進めていくと当局の答弁がありました。

連合審査会終了後、改めて総務産業常任委員会として審議を行い、委員からは、来年度の米の収入動向を踏まえたシミュレーションについて、7.0%維持のパターンだけでなく、7.2%や7.5%への段階的引き上げも含めた複数シナリオを来年6月の審査時に提示してほしいとの要望が出されました。

また、農家の米価が前年比3割程度下落するとも言われる中、国保税収への影響をどう見込んでいるかとの質疑があり、当局から、令和8年度の動向はまだ確定していないが、その変動も織り込んだ上でシミュレーションに反映させるとの説明がなされました。

以上の審査を経て、議案第33号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第34号、五城目町下水道条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、排水設備工事の施工に関し、災害その他やむを得ない事情が生じた場合には、管理者が軽微な工事を除く指定業者以外の者に施工させることができるよう規定を整備するものであります。

管理者が定める軽微な工事とは具体的にどの範囲かとの質疑があり、当局から、ケース・バイ・ケースで判断することになるが、今回の改正の直接の契機となった事象は軽微な工事には該当しない規模のものとの答弁がありました。

また、今月発生した五城目町の管路破損事故について、縦方向に約1m陥没した状況で、作業は約3時間を要した。現場の状況から見て、定期的な点検やチェック体制の強化が必要ではないかとの意見が出され、当局は、今後も適切な維持管理に努めると答弁をしました。

議案第34号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

報告第2号関係部分、令和7年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本件は、令和7年度の一般会計において繰越明許費として翌年度に繰り越した事業の計算書であります。

各事業の進捗状況について説明を受け、現在工事が進行中の案件についても報告がなされました。

特段の質疑はなく、報告第2号関係部分は、報告済みと決しております。

報告第3号、令和7年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

本件は、令和7年度一般会計において事故繰越しとなった案件の計算書でございます。

廣徳寺橋の工事に関して、仮栈橋・仮設道路の撤去時期と、本橋完成後の旧仮設道路部分の土地利用はどうかとの質疑があり、当局から、本橋完成後に仮栈橋等を全て撤去し、占用していた農地などは原状に戻す予定。仮設道路部分のアスファルトも剥がして畑に戻す仕様となっており、地権者とも合意を得ているとの答弁がありました。

また、新しい橋の耐用年数はどの程度かとの質疑に、当局から、近年の橋梁は概ね60年程度が耐用年数であり、概算で2080年代まで供用できる見込みとの説明がありました。

報告第3号は、報告済みと決しております。

議案第35号関係部分、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第2号）であります。

本案のうち、当委員会所管部分について報告いたします。

まず、スマート農業経営継続支援事業補助金2,000万円についてであります。

本補助は農業機械の更新等を支援するものです。山間・中山間地域の小規模農業者や新規就農者が参加しやすいよう、申請要件の緩和を検討できないかとの質疑があり、当局からは、現行制度では65歳以上の認定農業者が3名以上組むことを条件としているが、個人でも参加しやすくなるよう、関係者のニーズを丁寧に聞き取りながら柔軟に対応する方向で検討したいとの答弁がありました。

また、機械を購入した農業者が短期間で営農を断念するケースにはどう対応するかとの問いに、後継者の見込みがある認定農業者については対象に加える方向で考えており、継続性の確保を重視した運用とするとの説明がありました。

続いて、森山地区郵便局長等による集落支援業務委託40万円についてであります。

郵便局という枠組みを活用した集落支援の意図は何か。また、その成果指標はあるかとの質疑に対し、当局から、森山地区は集落支援員の空白地域であり、県内でも先進的な取り組みとなる。郵便局の地域密着性を生かして、困りごとの把握や住民とのつながり構築を図るもの。数値目標は設けにくいですが、支援の広がりを注視していくとの答弁がありました。

年間４０万円程度の委託費で実効性ある支援ができるのか。ほかの集落支援活動とのすみ分けも明確にすべきとの意見が出され、当局は、重層的支援体制整備事業とも連携しながら町全体の支援の底上げにつなげたいと答弁しております。

続いて、ＮＴＴ光回線占用部分移行業務委託２１６万７，０００円についてであります。

ＮＴＴに譲渡する光ファイバー網のインフラを整理するための費用を町が負担する構造になっているが、その妥当性はどのように検証するのかとの指摘があり、当局からは、町が敷設した光ファイバーをＮＴＴに移譲する際の占用調整に係る費用である。今後の追加費用が生じないよう確認をしていくとの答弁がなされました。

当委員会としても、第２弾・第３弾の費用請求が発生しないよう、当局に対し費用の妥当性検証と情報共有を求める意見が出されました。

議会費職員手当の減額についてであります。

会計年度任用職員から正規職員への切り替えに伴う減額とのことだが、これは議会事務局の中長期的な機能強化を見据えた人事上の判断と捉えてよいのかとの質疑があり、当局から、議会改革や広報編集を含む多様な業務への対応力強化を意図したものとの答弁がありました。

２名体制となったことを生かし、議会ＢＣＰ対策、ハラスメント対応、議会広報の充実などに向けて積極的に活用されることを期待する旨の意見も出されました。

議案第３５号関係部分は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第３７号、令和８年度五城目町水道事業会計補正予算（第１号）についてであります。

本案は、薬品注入器（ＰＡＣ注入器）の修繕費及び消火栓修繕費等を計上するものであります。

委員から、ＰＡＣ注入器とはどのようなものか。また、今回の修繕費の内訳はとの質疑に対し、当局から、川から取水した原水に凝集剤を注入するための機器であり、老朽化により交換が必要となった。費用は修繕費として計上しているとの説明がありました。

また、水道施設の老朽化対策について、現在の取水施設の延命化と将来的な施設更新のどちらを優先するか、長期的な方針を明確にすべきではないのかとの質疑に対し、当局からは、施設の状況を見ながら場所の選定や延命化を検討していく段階であり、計画的な更新に向けた議論を進めるとの答弁がありました。

議案第 37 号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて陳情に入ります。当委員会に付託されました陳情は 2 件であります。

陳情第 3 号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてであります。

本陳情は、急速な高齢化に伴う社会保障費の増大、D X 推進・脱炭素化・物価高騰対策など多岐にわたる新たな行政需要への対応と、地方一般財源総額の更なる確保・充実に国を求める意見書の提出を求めるものであります。

委員からは、地方自治体の財政基盤強化は喫緊の課題であり、賃上げ基調に見合う人件費の確保を含め、国として責任ある対応を求める内容として妥当との意見が出されました。

陳情第 3 号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

続いて、陳情第 4 号、ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源として、森林環境譲与税の積極的活用を検討することを求める陳情についてであります。

本陳情は、近年の市街地へのツキノワグマ出没増加に対し、林野庁が昨年 12 月に示した森林環境譲与税活用のポジティブリストを踏まえ、本町においても同税をクマ対策財源として積極的に活用することを求めるものであります。

審査にあたり、委員から、本町の森林環境譲与税の現在の使途と基金残高はどうなっているかとの質疑があり、当局から、主に林道の補修・整備等に充てており、現在は基金として約 2,000 万円程度が積み立てられている状態。将来的な森林整備に備えて一定額を留保しているとの説明がありました。

委員から、クマ対策への転用を明示的に位置付けることについては、森林環境譲与税本来の目的との整合性を確認する必要があるとの意見も出されました。

採決の結果、継続多数により、陳情第 4 号は、継続審査すべきものと決しております。

以上、令和 8 年 6 月定例会において総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の報告第 2 号関係部分、議案第 35 号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決する

にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第３３号、議案第３４号、議案第３７号は原案可決、報告第３号は報告済みと決します。陳情第３号は採択、陳情第４号は継続審査と決します。

次に、委員会提出議案第４号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第４号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。８番松浦委員長

○総務産業常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第４号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてであります。

提案理由を申し述べます。地方公共団体には、極めて多岐にわたり新たな役割が求められており、加えて多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足している。政府は「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきたが、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、慢性的な人員不足を踏まえれば、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。地方財政の検討にあたっては、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、より積極的な地方財源の確保・充実を図ることを求める。

意見書（案）と提出先は添付してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第４号は可決

と決めます。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。９番工藤委員長

○教育民生常任委員長（工藤政彦君） おはようございます。

令和８年６月定例会において教育民生常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む報告が１件、関係部分を含む議案１件、陳情が１件であります。

これらの審査のため、６月１１日午前１１時より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は、７名全員であります。町当局からは小玉史男教育長はじめ、参与には福島学校教育課長、石井生涯学習課長、工藤住民生活課長、藤田健康推進課長、大石地域福祉課長、北嶋子育て支援課長、佐々木消防長はじめ関係職員、書記には生涯学習課 中村主事、子育て支援課 平塚主任、消防本部 伊藤係長、住民生活課 今村主事を指名し会議に入っております。

はじめに、報告第２号、令和７年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についての関係部分についてであります。

当局から、物価高騰対策灯油購入費助成事業４５５万９，０００円については、灯油券事業の使用期限及び精算事務の関係から繰越事業としたこと、防犯防災対策費６６３万３，０００円については、防災気象情報を反映したハザードマップ作成のため繰り越したこと、また五城目第一中学校野球場整備事業５６１万円については、早期利用開始に向け速やかに着手する必要があることから繰り越した旨の説明がありました。

委員からは、灯油購入費助成事業の利用状況について質疑があり、当局から、対象世帯３，３８６世帯に対し、使用額は３，３１４万３，０００円、未使用額は７１万２，０００円であり、使用率は９７．９％、未使用率は２．１％であったとの答弁がありました。

さらに、未使用分が発生した要因について質疑があり、当局からは、商品券の保管忘れや一部未使用などが考えられるものの、期限後の利用希望等の問い合わせはなかったとの説明がありました。

これに対し委員からは、今後同様の事業を実施する際には、１，０００円券だけでなく５００円券を組み合わせるなど、より使いやすい制度設計を検討してほしいとの意見が出されました。

また、中学校野球場整備事業について工事内容を問う質疑があり、当局からは、グラ

ウンドへの土の搬入・整地、除草剤散布及び整備を実施するとの答弁がありました。

ハザードマップについては、委員から、配布して終わるだけではなく、実際に避難行動につながるよう活用の徹底を図るべきとの意見がありました。

また、これに対し当局からは、防災訓練や町内会活動などを通じて活用を周知するとともに、目立つ大判サイズで作成しており、今後も普及啓発に努めるとの答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、報告第２号の関係部分は、全会一致で報告済みと決しております。

次に、議案第３５号、令和８年度五城目町一般会計補正予算（第２号）の関係部分についてであります。

委員からは、公共施設のＬＥＤ化事業について質疑があり、委員から現在の進捗状況を問われたのに対し、当局からは、町民センターについては約５０％が完了しており、地区公民館については今後実施設計を進める段階であるとの答弁がありました。

委員から、空き家対策推進事業について、追加補正となる１００万円の内容について質疑があり、当局からは、市街地を中心に外壁落下など倒壊の危険性が高い空き家が複数存在しており、緊急的な安全措置を講じるための予算であるとの説明がありました。

委員から、個人所有の建物に公費を投入することになるが、今後さらに同様の案件が増加するのではないかと懸念が示されました。

これに対し当局からは、原則として所有者に適正管理を求める方針であり、所有者が判明している場合は通知や電話等により対応を促していること、今回の予算は所有者が不明又は対応困難な案件について、通行人等の安全確保のために最低限の措置を講じるものであるとの答弁がありました。

さらに、相続放棄された空き家への対応について質疑があり、当局からは、民法改正により管理責任を負う者が存在しないケースが増えており、その場合は裁判所への手続き等が必要になること、今後行政の負担増加が懸念されるとの説明がありました。

委員からは、危険空き家対策として町の負担を増やすだけでなく、解体補助制度の拡充や空き家バンクへの登録促進を進めるべきとの意見が出されました。

これに対し当局からは、今年度から空き家解体補助金を１５万円から２０万円へ引き上げた結果、既に１０件程度の相談が寄せられていること、固定資産税納付書発送時に空き家管理を呼びかける文書を同封していること、空き家バンクへの登録相談も増えて

いることが報告されました。

また委員からは、将来的な危険空き家の増加を見据え、解体補助制度の更なる充実や予算確保について検討すべきとの意見が出されました。

学校教育課関係では、会計年度任用職員の時給について質疑があり、当局からは、事務補助員は時給 1, 113 円、教員資格を有する学校教育活動推進員は時給 1, 416 円であり、いずれも秋田県最低賃金 1, 031 円を上回る水準であるとの説明がありました。

国指定文化財である空き家建築物の管理についての質疑があり、近隣住民から苦情が寄せられていること、所有者へ文書による通知を行っているものの十分な対応がなされていない現状が報告されました。

これに対し当局からは、国指定文化財であっても管理責任は所有者にあり、行政が直接管理することはできないとの説明がありました。

また委員から、町内の空き家の現状について質疑があり、当局から、令和 7 年度末時点で約 730 件の空き家を把握しているとの説明がありました。

次に、「子育て支援拠点施設・こども家庭センター事業」について質疑が行われました。

委員から、調査設計委託料の積算根拠を問う質疑があり、当局からは、現時点で設計業者は未定であり、イオン側から提示された一般的な建築単価を基に積算したものであるとの説明がありました。

委員から、イオンスーパーセンター五城目店内のテナント改修工事に係る基本設計業務について、設計業者の選定方法をただしたところ、当局から、商業施設特有の施工条件や景観上の調整が必要となることから、イオン側から実績のある業者を複数紹介してもらい、その中から検討したいとの説明がありました。

また、こども家庭センターや遊び場機能を備える施設としての専門性について質疑があり、当局からは、子育て支援施設に関する知識や実績を有する事業者を紹介してもらうよう要望しているとの説明がありました。

さらに、事業費の内訳について質疑があり、当局からは、職員用備品、授乳スペース用備品、ベビーベッド、多目的ルームや遊び場で使用する遊具等の整備費用を見込んでいるとの説明がありました。

委員からは、相談機能を有する施設としては、人目につきやすい現在のテナント位置

について利用者の心理的負担を懸念する意見が出されました。

これに対し当局からは、利用しやすさという利点もあること、また、現在空いているテナント区画の状況を踏まえ選定したものであるとの説明がありました。

さらに、施設配置について、町として別の場所を要望できないのかとの質疑があり、当局からは、他のテナント区画候補地についても協議を行ったが、既に他事業者との契約があるなどの事情により実現できず、現在提案されている区画となったとの説明がありました。

委員会では、子育て支援拠点施設・こども家庭センター事業の、こども家庭センターのイオンスーパーセンター五城目店への移転計画を中心に審査を行いました。委員から、イオン周辺エリアや朝市エリアを含めた今後のまちづくり構想について詳細な説明を求める意見が出されました。暫時休憩とし、休憩後に町長及び副町長を招致して質疑を行いました。

はじめに、委員から町長に対し、こども家庭センターをイオン内へ移転することについて、今後のまちづくりの中でどのような位置付けとして考えているのかとの質疑がありました。

これに対し町長からは、少子化が急速に進行する中、現在子育て支援を必要としている世代に対し、早急に支援を届けることが重要であるとの考えが示されました。また、イオンは町内で最も多くの人が集まる場所であり、行政サービスを町民の身近な場所へ展開することには大きな意義があるとの説明がありました。さらに、朝市通り周辺、雀館地区、イオン周辺といった各エリアがそれぞれ異なる役割を担う中で、イオンエリアは人が集まり交流する拠点として位置付けているとの答弁がありました。

また、副町長からは、子どもの居場所や遊び場は1か所に限定されるものではなく、多様な子どもたちのために複数の選択肢があってもよいとの考えが示されました。加えて、イオン周辺には公共的な機能の集積が少ないことから、今後のまちづくりにおける一つの核となる可能性についても言及がありました。

次に委員から、本事業に至るまでの経緯について質疑がありました。

これに対し担当課からは、令和7年12月にイオン東北株式会社から町へ遊び場整備等に関する提案があり、その後、健康福祉課、まちづくり課等による現地確認や協議を行ったこと、当初は提案内容の確認や施設イメージの検討を進め、具体的な事業化の協議が本格化したのは令和8年3月以降であったこと、さらに令和8年5月22日の議会

全員協議会において計画を説明し、今回の補正予算計上に至った経緯について説明がありました。

また委員からは、副町長や町長がどのように関与してきたのかとの質疑がありました。

これに対し副町長からは、協議状況について随時報告を受けながら必要に応じて協議に参加してきたこと、包括連携協定の検討も並行して進めてきたことが説明されました。

町長からは、提案を受けた段階で事業を前向きに進める意向を示し、その後の具体的な交渉や調整は副町長及び担当職員が行ってきたとの答弁がありました。

さらに委員からは、イオン東北株式会社側の最終意思決定者との協議が行われているのかとの質疑がありました。

これに対し副町長からは、企業組織として最終的な契約権限は本社側にあると考えられているものの、これまでの協議はイオン側の担当部署や責任者との間で進められてきたこと、また、イオン側では担当者の異動もあり、協議内容の引継ぎや再確認に時間を要したとの説明がありました。

これに対し委員からは、多額の事業費を伴う事業であることから、企業側の最終責任者との意思確認が重要ではないかとの意見が述べられました。

また委員からは、イオン東北株式会社が町にもたらしている経済的効果について質疑がありました。

これに対し副町長からは、町民の多くが日常的に利用していること、約40名を超える町民が雇用されていること、固定資産税や個人住民税などにより年間約1,500万円規模の税収効果があることが説明されました。

さらに町長からは、イオン進出以来25年間にわたり雇用の場を提供してきたことへの感謝の意を示すとともに、今後は子育て支援だけでなく、健康づくり、福祉向上、地域産業振興など、様々な分野で連携を深めたいとの考えが示されました。また、イオンの持つ発信力やネットワークを活用することで、町の活性化につなげたいとの答弁がありました。

討議の中では、委員から様々な意見が述べられました。

ある委員からは、人口減少が進む中で、これまで公共施設の維持管理費が増え続ける一方で、前向きな投資が少なかったことを踏まえ、本事業は子育て世代への支援や行政サービスの新たな展開として評価できるとの意見がありました。また、将来的には学校施設や公共施設の統廃合、複合施設化なども視野に入れながら、まちの将来像を描く必

要があるとの意見も述べられました。

一方で、別の委員からは、子育て支援策は既に充実しているとの町民の声や、中心部から離れた地域の子どもたちが利用しにくくなることへの懸念が示され、地域間の公平性についても十分配慮すべきとの意見がありました。

また別の委員からは、高齢者からも、将来の町を支える子どもたちへの投資を進めてほしいとの声が寄せられていることが紹介されました。その上で、今後は真の意味でのスクラップ・アンド・ビルドを進め、必要な事業に重点的に財源を配分する覚悟が求められるとの意見が述べられました。

さらに委員からは、本事業の目的は施設整備そのものではなく、支援を必要とする親子にサービスを届けることであり、多くの町民が利用する場所を活用する今回の計画には一定の意義があるとの意見がありました。また、事業実施後も利用状況や利用者の声を踏まえながら改善を重ねていくことが重要であり、民間事業者と行政が連携して地域課題の解決に取り組む一つのモデルケースとなることを期待する意見が述べられました。

また委員からは、少子化が急速に進行する中で、イオンスーパーセンター五城目店内へこども家庭センターを移転する意義について質疑がありました。

これに対し当局からは、子育て世代が日常的に利用する場所へ相談機能を配置することで利便性向上を図るほか、イオン東北との包括連携協定を契機として、子育て支援にとどまらず地域活性化や、まちづくりにもつなげていきたいとの説明がありました。また、全国的に見ても過疎地域において大型商業施設内へ行政機能を配置する事例は少なく、特にイオン東北店舗内へのこども家庭センター設置は先進的な取り組みとなる可能性があるとの説明がありました。

委員からは、将来的なイオンの撤退リスクや、公共施設再編との整合性についても質疑がありました。

これに対し町長からは、人口減少社会に対応するためには公共施設の統廃合や集約化を進める必要があり、本事業についても将来の公共施設再編を見据えた一つの選択肢として位置付けているとの考えが示されました。また、将来的な行政需要の変化に応じて、高齢者福祉を含めた様々な用途への転換も視野に入れながら柔軟に対応していく考えが示されました。

事業費については、初期投資約１億５００万円、年間約１，０００万円の維持管理費が見込まれていることから、将来的な財政負担を懸念する意見が出されました。

これに対し副町長から、現在の事業費は概算額であり、今後の設計段階で精査するとともに、過疎対策事業債の活用やテナント料等に関する協議を通じて、財政負担の軽減に努めるとの説明がありました。

また委員からは、遊び場整備事業の今後の方向性について質疑がありました。

これに対し町長からは、今回の補正予算ではこども家庭センター整備を優先しているが、遊び場についても保護者の意見を踏まえながら引き続き検討を進める考えが示されました。また、相談機能と遊び場が同一施設内にあることは、利用者の利便性向上につながるとの認識が示されました。

さらに委員からは、施設整備そのものよりも相談体制や人的支援の充実が重要であり、保育士や保健師など専門職による支援体制の強化を求める意見が出されました。

これに対し当局からは、現在の子育て支援課職員を中心に運営するが、必要に応じて会計年度任用職員の配置も検討しながら、土日対応やイベント開催など利用者ニーズに応えられる体制づくりを進めるとの答弁がありました。

また委員からは、工事発注や備品購入に際して町内事業者を積極的に活用すべきとの意見が出されました。

これに対し当局からは、設計業務や工事については町の発注手続きに基づき進めるが、可能な限り町内事業者の活用についても検討していくとの説明がありました。

さらに委員からは、本事業についてはE B P M（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング 証拠・データに基づく政策立案）の観点から、相談件数や利用実績、事業効果等を継続的に検証すべきとの意見が出されました。

これに対し町長からは、相談業務だけでなく、健診事業や各種子育て支援事業との連携を図りながら利用促進に努めるとともに、事業実施後も検証を重ね、必要な見直しを行っていく考えが示されました。

討議の中では、人口減少が進む中で子育て世代への支援強化は重要であるとの意見がある一方、多額の事業費や維持管理費を要することから、事業効果を十分に検証し、町民理解を得ながら慎重に進めるべきとの意見も出されました。

また、施設整備にあたっては、建物そのものよりも、そこに配置される人材や相談体制が重要であり、専門職による支援体制の充実を図るべきとの意見や、施設開設後は多くの親子が集い、利用しやすい拠点となることを期待する意見が述べられました。

最後に町長からは、本事業を契機としてイオン東北との連携をさらに深め、子育て支

援のみならず、地域活性化や地域課題の解決にもつなげていきたいとの考えが改めて示されました。

次に、学童保育事業について質疑が行われました。

委員からは、夏休み期間中の利用児童増加に対し、現在の支援員体制で十分対応できるかとの質疑がありました。

これに対して当局からは、今年度新たに2名の支援員を確保していることに加え、学校休業期間には学校勤務の支援員から応援を受ける体制も予定しており、対応可能であるとの説明がありました。

また、学習教育活動推進員の業務内容について質疑があり、学校教育活動全般に対する助言や学校運営支援、子ども議会や教育留学事業などへの支援を担う職務であるとの説明がありました。

ほかには特に質疑もなく、議案第35号の関係部分は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第36号、令和8年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算は、介護保険補足給付制度に係るシステム改修のため、秋田県町村電算共同事務組合負担金63万7,000円を増額するものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第36号は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しております。

ここからは陳情であります。

陳情受理番号第2号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてであります。

本陳情は、子どもたちの豊かな学びの実現と教職員の働き方改革を進めるため、教職員定数の改善や少人数学級の推進、義務教育費国庫負担割合の引き上げなど、教育環境の充実に必要な予算措置を国に求める意見書を関係機関へ提出するよう要望するものであります。

小玉教育長からは、児童生徒へのきめ細かな指導の充実や教職員の負担軽減を図るためには、教職員定数の改善や少人数学級の推進が重要であり、教育環境の充実に向けた国の財政支援が必要であるとの説明を受けました。

委員からは特に反対意見もなく、願意を了承し、陳情受理番号第2号は、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上、本定例会において教育民生常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。8番松浦議員

○8番（松浦真君） 今の委員長報告は教育民生のほうで行われておりましたので、総務産業のほうで質問できなかったのも、ここで質問させていただきます。4つありますので、全部読み上げます。まず1つ目に、こども相談センターの移転のことについてであります、全て。

1つ目が、今回イオン東北の五城目支店、五城目スーパーセンターの中に施設を置くということの費用が計上されておりますが、今回そのような施設をつくった時に、基本的に当町以外でも、ほかの多くの場所で学校とか公共施設とかそういうこどもセンターがつくられる際は、年度予算でつくって、その後、もう納品、納入すれば、その後、業者としては終わりというのが、基本、橋とかに関してもそうなんですけども、最近、北海道の安平町という場所です、で、私も行ったことあるんですけども、早来学園というとても魅力ある小学校と中学校があります。そこにはですね、最初の設立当初から全部を完成させずに、その完成させないところの部分を地域の住民のコーディネーターの人を踏まえ、その選定も含めて、最初からこう持続ある運用を見据えたハード設計が行われています。で、今回のような業者選定の中で、イオンからの業者選定がされると思うんですけども、ただ業者が選定されるべき、だけではなくて、この後の運用面も考えたような業者選定が行われるべきだと思いますが、そのような意見や話の内容があったのでしょうかというのが1つ目です。

次、2つ目です。今後のまちづくりの中で少子化が急速に進む中、町長からは、子育て世帯に早急に支援を行うことは必要だとあったと思います。で、子育て支援層が持つ早急な具体的な支援とは、具体的に何を示しているのか。また、その施策に対する専門性ある職員を採用するという話はあったのか、委員長に問います。

続いて3つ目です。公共施設の維持管理に向けて、真の意味でスクラップ・アンド・ビルドが必要だという委員からの意見や、町長からも、公共施設の統廃合や中核化を見据えているとありましたが、具体的なイメージやスケジュール、対象公共施設は議論の中で出されましたでしょうか教えてください。

最後です。遊び場も保護者の意見を尊重するとありましたが、改めて遊び場は相談センターの中に含まれるのか。それとも、イオンスーパーセンターの別のテナントや別のフロアの場所に用意されるのか。別テナントを借りる予定なのかこのあたりについても具体的な話があれば教えてください。

以上4つです。

○議長（石川交三君） 9番工藤委員長

○教育民生常任委員長（工藤政彦君） まず1番目についてですけれども、いずれ、もう委員長報告したとおりのことしか話されておりましたので、そのことを伝えるしかありません。

それと、何だっけ、専門職の関係ですけれども、いずれそれも委員長報告の中で、専門性のある支援体制の充実を図るべき意見とかということは出てましたけれども、それに対する詳細の内容的なことは審議されませんでした。

あともう一つ何だったっけか。スクラップ・アンド・ビルドですけれども、これについてはいろんな予算的なその中で今後検討していくというふうな町長からの答弁がありました。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。8番松浦議員

○8番（松浦真君） 3つ目までお答えいただいたので、4つ目の遊び場がその相談センターの中に含まれるのか。それとも、イオンの別テナントに用意されるのか。このあたりも具体的な審議内容がもしあれば教えてください。

○議長（石川交三君） 9番工藤委員長

○教育民生常任委員長（工藤政彦君） 遊び場については、報告にはなかったんですけれども、いずれは今回の計画の中には、何か今後新たにまた審査しながら進めていくというような答弁があったと記憶してます。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 近年稀に見る教育民生の委員長の力の入った説明でございまして、なかなか大変いい審査をしたなというふうな感じを受けております。かなり自信を持った、何ていうか、答弁というか説明でございました。ありがとうございました。

町長と副町長を招集、呼んでお話を伺ったというふうになっておりましたが、我々は、

ほかの委員会の我々は、町長と副町長のご意見を賜るのは、この本会議場で議案上程の際しか伺えないわけで、その意味では委員会に町長、副町長を呼んで質問したというのは、まあこれは非常にいい傾向だなと、まあ良かった、会議としては良かったなと思います。

そこで、これは議案上程の際にも結構意見が出ておったようでございますが、今回あれでございましょうか、町長、副町長が来て、新しい発見といいますか、新しい、あ、これはそうだったのかというふうな、委員の方々が持ってた疑問を解決したような、いい協議、いい審議されたのかどうか。中身を聞けば結構な議論を言われておりますが、細かいことについてそれ以上の話がなかったのかどうか。あ、これは町長来て良かった、副町長来て良かったっていうのがどこに何がどういうふうな話だったのか、教えていただきたいと思います。

議案上程で何回も手挙げられないので、まず少しもうちょっと言われてもらいますけれども、例えば、今回も話出ましたけれども、12月の2日にイオンのほうからの連絡から始まって、6月の10日、まあ中旬にこの予算を決めるというのは、極めて素晴らしい、もう速攻の予算でございますから、その意味では普通の状態では考えられない。これはすごいなと、こういうふうに思うんです。そのすごいなと裏付けるのは議会の決定があればでございますが、果たしてその半年ぐらいでイオンと強力なタッグを、何ていうんですか、ジョイント組まれて、いろんなこと協議されて、まあもう万全の体制で臨む体制ができたのかどうか。それら、今までの話によりますと、こちらの独りよがりのような感じがしてならないんです。例えば、協議をしたと話されておりますが、協議をした内容については何も今の委員長報告にございませんでしたし、まあ当局からもそれほど深い話はなかったわけでございまして、これはやっぱりちょっと今、当局としては、まあ拙速さを、早く決めなきゃならないっていう思いで、まあそれらの話を少し中抜してる部分があるのかな、それともまだ我々に言えない部分があるのかなと、こういうふうに、まあある意味で疑心暗鬼になるわけでございまして、大きい企業でございますからそれほど裏切ったりはしないと思うわけですが、ただ、本当の五城目町の情勢を分かって、今まで25年間でいろんな付き合いがありますから、私の時代、私の時代っていうか、あの時代から大変な時代になってますから、裏切るわけもないわけですが、ただこの分からないのは経済ですよね。この経済について、町が債務負担を12年間やっていかなきゃならない。これは果たして、まあイオンが厳然と12年間

間違いなくあっこでいてくれば、それは何ら心配はないわけですけども、あ、良かったなと、ぱっとくつついて、果たして借金は払っていきやいけない、テナント料は今のところ幾らなるかあれですけども、まあ月、年間1,000万円以上払ってかなきゃならない。これを考えると、利用者側から言うと子どもは宝とこうなってますけれども、確かにそれはそうですけれども、町長の公約の5本の柱のところの3番目に確かに子育てについて書いておりましたようですけども、あの中で説明されたのは雀館公園の話であったような感じがします。何もまた、もちろんジャスコの話はまだ出てない、イオンの話は一つも出ておりませんですから。その意味では、公約といえども、そこにはかなりの変更をしているわけですね。町の様子、先ほど松浦議員からも、まして委員長からも話ございましたが、いろんな意味で縮小しなきゃならない状況、予算を圧縮してこなきゃならない状況の中で、ここでこの大盤振る舞いして、このくらいの額を果たして組んでいいのかどうか。これはやっぱりちょっと慎重にすべきでないのかなと。

この前、松浦議員に対して、いや、今回通らなければ9月も10月もと、臨時議会もというふうな話されました。そのあたりは松浦議員が注意された、議長からも何か指摘あったようでございますが、議員としては当然想定されることを質問するわけでございますから、注意されたあれは何もないと。ただ、それに答えた側、いや、想定されることに答えた側というのが答えた側のほうが、それは本当の気持ちをつい漏らしてしまったわけでございますから、それはそれでよかったと、こう思うんですよ。踏み込んだ話をして、いや、そうでありましょうか、どうでしょうかと聞かれれば、あ、そのとおりですって、こう答えた。それはそれでいいんじゃないですか。それはまあちょっと話飛んでしまいました。

いずれにしても、私も質問した、やっぱり会議をおこして、第三者委員会でちょっとやっぱり町民に知らしめるぐらいの、やっぱりその段階が必要であったんじゃないかなと。そのケース以外、ある意味で財政投資しても大丈夫だと言われるぐらいのやっぱりバックボーンがなければですね、町長一人でワンマン財政でいくっていうのは、これはちょっとやっぱり、確かにそれ言われると非常に町長の行動力、町長のサプライズ感っていうのが非常に町民に対して、お、すごいなと、こういうふうに思われるかもしれませんが、ただ心配なのは、議会でも何ももまないで通ったというのは、これは問題だと思います、逆にね。今度我々が何してるんだと言われる具合になりますから、ですから、町長のつつこんでるような状況についてやっぱりセーブしていただいて、この前、

松浦議員からあった9月でも10月でもっていう話にはやっぱり正解な部分があるんじゃないかなと思うんですよ。

そこで、是非今回ここまで来る段階で、ジャスコ側から指定された内部改造のことにしても全然こちら側の手元にはない。それこそ相手方の設計どおり。相手方の予定どおり。これでは五城目町としてちょっと主導権といえいいか、ちょっとそれがいいんじゃないかなと、こういうように思うんです。この予算を積み上げるためにはどのぐらいのなにをもってこうだというぐらいの細かい数字もなく、誰が設計したと聞いたら、まあジャスコ側の資料だということでございましたから、それではやっぱり町の予算として適切で、相手方の予算だけを聞いて、それは適切でないんじゃないかなと、こう思うんですよ。

ちょっと古い話になるんですけども、中学校の時代の歴史か何かで習ったような感じしますが、明治天皇の大化の御誓文（五箇条の御誓文）これやっぱり、要するに会議を多く開いて、会議をおこして、それで国民の意見を聞いて、やっぱり納得して政治を進めていくべきだというふうな簡単な解釈でございますが、それにはやっぱり基本的に、まあ天皇制がどうのこうの、その問題はあるわけでございますが、だけど会議そのものについて、今の時代はやっぱりそれが必要なんじゃないかなと。特に、まあ今、この厳しい時代ですから、皆さんと協議した方向に進んでいったらいいんじゃないですか。協議して決まった方向に進めていくってば、これ全責任でありますから、今のままだと町長だけの責任、当局だけの責任になりますから、是非ひとつちょっとここで考えて、じっくり進めていっていただきたいもんだなと、こういうふう思うんです。ぜひお願いをしたいと思います。

子育ては、町長何回も申し上げておりますが、子どもは宝物だと。確かにそうです。今年も入学生を見ますと、たった十四、五人でございましたし、来年はもっと少なくなると。そんな状況の中で、果たしてこの、あそこにやったおかげで、子どもたちの支援がこの効果として表れてくるのがいつなのか。もうこうなるには何年、何人の方々が利用されていくのか。そういうふうになると、まあ極めてアバウトな予算になっていったんじゃないかなと心配しております。

是非まだまだありますけども、まずもう2件くらいありますけども、それだけまず委員長に、そういうふうな議論されたのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（石川交三君） 9番工藤委員長

○教育民生常任委員長（工藤政彦君） こども家庭センター事業については、大変大事な大切な事業であるということで、先ほど私が報告したとおり暫時休憩を挟んで、13時13分に休憩に入り、13時20分に再開をし、町長と副町長を招致して質疑を行いました。質疑は14時45分まで、1時間25分だったと思いますけども、そのぐらい中身の濃い話をしました。その委員会でのそのとおりの報告を私はしましたので、以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 当局に対する質問とならないわけですが、委員長に対しての質問ですが、どうも私はこの時に会議をおこしてって話をしましたが、それは町長、要らないということでございました。後から冷静に考えますと、町長には町内会長とのホットラインを結んでということは議会を通じておりますけれども、まあそれらに幾らか相談かけて、それでオッケーで取ったような、もしかしたらそれだったら議会軽視も甚だしくなるなど、こういうちょっと思われるわけですが、そのようなことは委員会としてはちょっとぐらいいは出なかったわけですかね。

それと、先ほど私、大器晩成っていう話、大器じゃなくて万機でございましたので失礼をいたしました。万機公論に決すべしっていう言葉であります。失礼いたしました。

まあそれで、それは質疑ございませんでしたか。

○議長（石川交三君） 9番工藤委員長

○教育民生常任委員長（工藤政彦君） 委員長報告のとおりでございます。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の報告第2号関係部分、議案第35号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第36号は原案可決、陳情第2号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第5号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第5号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番工藤委員長

○教育民生常任委員長（工藤政彦） 委員会提出議案第5号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書について、提案理由を申し上げます。

子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。秋田県においては、厳しい財源状況の中でも、少人数学級を実施しているが、義務教育費国庫負担割合は3分の1と少なく自治体財政を圧迫しているため、義務教育費国庫負担割合の引き上げを強く求めるものであります。

意見書（案）と提出先は資料に添付してありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第5号は可決と決します。

次に、報告第2号、令和7年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

各委員長の報告は報告済みです。報告第2号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第2号、令和7年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みと決します。

次に、議案第35号、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を議題といた

します。

各委員長の報告は原案可決です。議案第35号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（石川交三君） ただいま議案第35号、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第2号）について発言がございました。議案第35号、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第2号）について異議がございました。

議案第35号、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
議案第35号について討論ございますか。

それでは、最初に反対者の討論から行います。7番石川重光議員。登壇してください。

○7番（石川重光君） 私は、議案第35号、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論を行います。

この議案は、こども家庭センター事業に係る予算で本町の児童福祉事業を進めていく上で重要な事柄から、慎重に進めるべきであると思います。

反対の理由の1つは、子育て支援課、こども家庭センターのイオン店内への移設については再検討を要する。保護者が買い物ついでに施設を利用できるという利便性はあるものの、大型商業施設は人混みが発生し、不特定多数の人が集まる場所でもあり、子育てに悩む保護者にとっては、人の目もあり、利用しづらい環境であります。また、乳幼児健診や健康相談を行う適切な場所とは言えません。また、イオンとの賃貸借契約期間については、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間の契約を基本に進めようとしておりますけれども、その後の賃貸借契約を確約できないままこの事業を進めることに、非常に不安を感じます。確約できないまま事業を進めるべきではないと思います。

2つ目の理由、保護者の声が届いていない。反映されていない。こども園保護者などへのアンケートは実施されましたけれども、小・中学校児童生徒保護者などへの意向調査がなされず、置き去りにされている状態です。まずは保護者の生の声を聞くことから始めるべきではなかったでしょうか。こどもセンターであり、こどもまんなか社会づくりを目標として進めるのであれば、0歳児から18歳未満までのいわゆる子どもに関わる保護者や関係者の意見を幅広く聞くべきだと思います。反映はされておられません。

3つ目の理由は、財政的な将来世代への影響です。本事業の施行に伴う財政負担が長

期的に増大する可能性があります。将来世代への影響を考慮すべきではないでしょうか。イオンへの移設に係る事業費は、初年度１億４７２万２，０００円、また、テナント料など維持管理費が毎年約１，０００万円を要し、その財源は国からの借入れが主なものであります。経常収支比率９０．１％の窮屈な財政事情の中にあつて新たな起債を抱えることは、将来世代に一層の財政的影響を与えていくことになります。町は財政負担を極力抑えるために、公共施設の空きスペースを利用したこども家庭センターの実施など、積極的に経費節減に努めるべきであると思います。

以上の理由から、私は本議案に反対します。子どもたちの未来を考え、よりよい選択をするために再考をお願いいたします。

○議長（石川交三君） 次に、賛成者の討論を求めます。１０番椎名志保議員。登壇してください。

○１０番（椎名志保君） 議案第３５号、令和８年度五城目町一般会計補正予算（第２号）について賛成討論を行います。

子育て支援課、こども家庭センターがイオンスーパーセンター五城目店店舗内へ移転することに係る増額補正についてであります。このことについては、５月２２日の全員協議会で示され、関係各所、子育て世帯の方々にご意見を伺ったところでございました。示された場所は適切であるか、相談体制は整うのか、何より子育て世帯の方々が立ち寄りやすい環境になり得るのか、寄せられた数々の課題をもって臨んだ６月定例会での一般質問、その後の委員会での質疑でした。

このたびのイオンへの移転が町長の公約の実現であるのかとの問いに、町長は、近年の厳しい財政状況や施設建設に費やす年月を鑑み、今まさに子育てしている世代、今支援を必要としている世代へ一刻も早く施策を届けることが最優先であると決断したと、その思いを力強く語られました。また、課題解決に向かうとの答弁も示されました。副町長からは、縮小を避けられない五城目にとって、買い物支援、福祉支援、働く場の確保など、官民が連携した網目のようなサービスの展開につながる。新しいエリア構想や新しいまちづくりの可能性を秘めているとの今後のまちづくりの構想も伺うことができました。施設整備には過疎債が充てられ、償還の目途が立っていること。毎年のランニングコストの見通しも確認できました。また、今後の町財政運営に対しては、真の意味でのスクラップ・アンド・ビルドであたっていただきたい旨を指摘したところ、町長からは、大きな決断が迫られた場面では、大なたを振るう覚悟であるとの強いご意思も示

されました。

アンケート調査では、子育て世帯の約6割が賛成との意向を示しております。また、本事業には担当課である子育て支援課職員の積極的な姿勢があり、地域福祉課と連携した政策のアイデアが続々上がっていると伺っております。

委員審査に町長、副町長にご出席をいただくなど、議論に議論を重ね、熟議し導き出した委員会での議決です。町の大きなチャレンジです。その背中を押そうではありませんか。ご賛同くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（石川交三君） 次に、反対者の討論を許します。2番小玉正範議員。登壇してください。

○2番（小玉正範君） 私は、議案第35号、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第2号）に反対討論をいたします。

こども家庭センターを商業施設内入り口近くに設置するという案ですが、幾つかの点で望ましくないと思われます。現在のところ政治的な主張が強調されている感があり、行政的な妥当性を検証するべきと思っております。

まずは、設置場所や施設の構成などを検討する期間が十分ではなく、性急すぎて非常に不安が残るという点です。予算規模の大きい案件ですから、他の候補場所を幾つか挙げ、そのメリット・デメリットを十分に比較検討し、検討の余地がないところまで議論するべきだと思います。残念なことに今回はまるで最初から目立った場所へ設置するべきであるというゴールがあり、それに向かってひたすら走っているという印象を受けます。ほかの案件では比較検討できるデータをしっかり提示し、検討していましたが、今回の案件だけ特別になっている感が否めません。

次に、その目的です。就学前の子どもをお持ちの保護者へアンケートを取られていますが、素晴らしいセンターの窓口と遊び場のイメージ写真が掲載されておりました。これを見れば、一般的にはイオンに幼児をのびのびと遊ばせられる場所が併設された複合施設のように、子育て中の保護者が集ってお互いに子育てについての悩みや喜びを情報交換できる場所という印象を持つのではないのでしょうか。それはあたかも、はちパル・にゃんぱち子育てらんどやキタスカ・子育て交流ひろばなどをイメージするのではないのでしょうか。にゃんぱちやキタスカでは保育士さんなどのスタッフがついていることもあり、安心できる遊び場ではありますが、今回の事業には遊び場が入っておりません。つまり保護者が最も期待しているであろう場所がないということです。イメージしてい

る期待を裏切られる可能性があります。遊び場併設の見通しが強くあって初めて、イメージと一致するものと思われます。しかし、今後遊び場が設置されるとしても、場所は商業施設内です。非常に周囲の状況の影響を強く受けます。それでいいのでしょうか。他の自治体にある遊び場環境に近づけることができるのでしょうか。また、こども家庭センター本来の大事な業務、DVの相談、発達障害児等の相談、ひとり親支援など、また、場合によっては不登校、いじめ問題などの相談があるかもしれません。プライバシー厳守である深刻なこのような相談を、商業施設の環境で扱えるものなののでしょうか。外は多くの人が行き交っており、センター内にいてもBGM、連絡など多くの声が聞こえてくると予想されます。静かな環境で話し合う必要はないのでしょうか。

以上のことを考えた際には、やはりもっと慎重に検討を重ねた上で、町内に複数ある公共施設の一つを利用したり、改修したりするなどして遊び場を併設した施設をつくったほうが、充実したものになるように思われます。

よく話題に上がる三種町の子育て交流施設みっしゅは、もともとは旧山本町農村環境改善センター、その後、山本総合庁舎の建物であり、既存の施設を利用したものです。あそこまで全てを改修せずとも、部分的に改修することで経費は抑えることができるのではないのでしょうか。これらの例を見れば、よく考えている、考えられていることが分かります。この事業には町民の大事な血税を使うのですから、少しでも有効に大事に活用できるよう再検討することを望みます。

以上のことから、私は本議案に反対をさせていただきます。皆様の冷静な判断を求めます。

○議長（石川交三君） 次に、賛成者の討論を許します。6番佐沢由佳子議員。登壇してください。

○6番（佐沢由佳子君） 私は、議案第35号、令和8年度五城目町一般会計補正予算について、賛成の立場から討論いたします。

今回の議案については、様々な意見があることを十分承知しております。議論する期間も短く、私自身も最後まで悩み、多くの方々の話を聞きながら判断いたしました。

今回計上されているこども家庭センターの相談機能をイオンへ移転・集約する事業については、イオンに設置するかどうかなかで判断すべきものではないと考えています。人口減少が進む中で五城目町が今後どのように子育て支援を充実させていくのか、その方向性が問われているものと受け止めています。

現在、町は、災害復旧や除雪、道路・橋りょうの維持管理、公共施設の老朽化対策など多くの課題を抱えています。今後は庁舎や公共施設の在り方、さらには、こども園や小・中学校の将来像についても検討していかなければなりません。こうした状況の中で新たな施設整備は容易ではなく、既存施設の活用であっても実現までには相当の時間を要します。一方で、子育て支援の充実は待ったなしの課題です。

今回の議案については、担当職員から前向きな提案がなされていること、包括連携協定を活用した新たな展開が期待されること、そして子育て世帯へのアンケートでも一定の理解が示されていることを評価したいと考えます。

私は、今回の事業が完成された計画だとは考えておりません。しかし、今の子育て世帯やこれから生まれてくる子どもたちのために、まず一步を踏み出すことが重要であると考えます。もちろんこの施設は整備して終わりではありません。町民や子育て世帯の声を丁寧に聞きながら施設の中身や運営体制を充実させ、本当に利用される拠点へと育てていく必要があります。また、この事業を契機として公共施設の再編や集約、持続可能なまちづくりについても議論を深めていくことを期待します。

私は、この事業をゴールではなく未来へのスタートと捉え、本補正予算に賛成いたします。ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 次に、反対者の討論を許します。ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 次に、賛成者の討論。9番工藤政彦議員。登壇してください。

○9番（工藤政彦君） 私は、議案第35号、令和8年度五城目町一般会計補正予算（第2号）の関係部分に計上された、子育て支援拠点施設、こども家庭センター事業に賛成の立場から討論いたします。

本事業については、委員会審査の中でも様々な意見が交わされました。町民の皆様からも賛成意見、慎重意見の双方が寄せられております。子育て支援に対する関心の高さがうかがえるところであります。

私は、計画に対する懸念や課題がないことはないとは考えておりません。施設の運営方法や安全対策、今後の利用状況の検証など、引き続き丁寧な対応が求められることは言うまでもありません。しかしながら、現在の本町を取り巻く状況を考えた時、子育て世帯への支援をさらに充実させることは喫緊の課題であります。人口減少と少子化が進む中、安心して子どもを生み育てられる環境づくりは、町の将来を左右する重要な施策

であります。そのためには、子育てに関する相談機能の充実や親子が気軽に集い、交流できる場所の確保が必要であります。

今回の計画は、イオンスーパーセンター五城目店の空きスペースを活用するものであり、多くの町民が日常的に利用する場所に相談機能や交流機能を整備することで、これまで行政機関に足を運びづらかった方々も利用しやすくなることが期待されます。また、買い物や用事のついでに気軽に立ち寄ることができるため、子育てに関する相談や親子同士の交流の機会が広がることも期待されます。

また、本事業の是非を考えるにあたっては、限られた財源をいかに有効に活用するかという視点も重要であります。仮に新たな施設を建設するとなれば、多額の建設費に加え、今後長期にわたる維持管理費も必要となります。一方、今回の計画は既存の空きスペースを活用するものであり、初期投資を抑えながら必要な機能を整備できるという大きな利点があります。さらに、既存の公共施設の活用についても検討の余地はありますが、それぞれ本来の設置目的や利用形態が異なり、子育て支援拠点として必要な機能を十分に発揮できるとは限りません。また、1室のみを活用する方法では手狭となることも想定され、親子が安心して利用できる環境の確保には課題があります。加えて、民間施設の活用についても選択肢として考えられますが、現時点では立地や規模、利用環境などの面で、本事業の目的に適した施設は見当たらない現状にあります。

このように様々な選択肢を比較検討した場合、既存の空きスペースを活用し、利便性の高い場所で事業を展開する今回の計画は、費用対効果や利用者の利便性の面から見ても合理的な選択であると考えます。

私は、子育て支援施設は立派な建物の建てることが目的ではなく、必要としている方々に利用され、役立つことが最も重要であると考えます。その意味においても、多くの町民が利用する場所に整備する今回の計画は、大きな意義を持つものであります。また、空きスペースの有効活用という観点からも意義があり、民間事業者と行政が連携しながら地域課題の解決に取り組む一つのモデルケースにもなり得ると考えます。もちろん事業を実施した後の利用実績や利用者の声を踏まえながら、必要な改善を図っていくことが重要であります。しかし、課題があるからこそ事業を止めるのではなく、事業を進めながら改善していく姿勢が求められているのではないのでしょうか。

私は、本事業が子育て支援の充実と子育て世代の利便性向上につながり、本町の将来の投資となるものと考えます。

以上の理由により、本案に賛成するものであります。議員各位の賛同をお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（石川交三君） 討論は終わったものと認めます。

これより議案第３５号、令和８年度五城目町一般会計補正予算（第２号）について、採決をいたします。採決の方法は起立によって行います。議案第３５号に対する各委員長の報告は可決です。議案第３５号について、各委員長の報告のとおり原案可決に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川交三君） 結構です。起立多数です。したがって、議案第３５号、令和８年度五城目町一般会計補正予算（第２号）は、委員長報告のとおり可決と決します。

次に、お諮りいたします。議案第３８号、五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから議案第５０号、五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題に供したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第３８号から議案第５０号の五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての１３件を一括議題といたします。

議案第３８号から議案第５０号の１３件について、提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 議案第３８号から５０号まで、五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現在の農業委員会委員の任期が令和８年７月１９日をもって満了となることから、五城目町農業委員会の委員の定数に関する条例で規定する１３名を委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

それでは、１３名の方について順にお名前を呼んでまいります。

議案第３８号 草皆義彦氏、議案第３９号 舘岡晃氏、議案第４０号 金子成敏氏、議案第４１号 竹内治子氏、議案第４２号 舘岡恵氏、議案第４３号 伊藤信子氏、議案第４４号 佐藤正一氏、議案第４５号 伊藤春美氏、議案第４６号 伊藤さくら氏、議案第４７号 工藤高明氏、議案第４８号 石井一氏、議案第４９号 浅野正氏、議案

第50号 小玉仁志氏、以上13を候補者として選定しております。

13名の候補者につきましては、これまでの農業における経歴、お人柄などから真に適任と思われますので、よろしくお願いいたします。

なお、委員の任期は、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間となっております。

委員の経歴につきましてはタブレットに添付してありますので、どうかご同意いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。12番石井光雅議員

○12番（石井光雅君） 6月11日の新聞でございすけれども、上小阿仁村で農業委員の任命案に不同意、判断材料が不十分であると。選考委員会の報告をそのまま上程した。これでは議会として十分判断材料にならないと否決になっておりますけれども、私もちょっと勉強不足で、この農業委員の選考基準、こういうのは何となってるのか教えていただきたい。

それから、ここでは選考委員会の報告ってありますけれども、五城目町にも選考委員会があるのかどうか。それを教えていただきたい。

それから、この選考基準の中で、町会議員は別に問題なくなれるのか。このあたり。今回こう資料を見ますと、留任が10人、新しい委員が3人おりますけれども、先般委員が定数に満たないということで流会したと、考えられないようなことが発生しましたけれども、今回のこの13人であればそういうことはない、自信持って我々に上程できたのか、そこのところをちょっと教えていただきたい。

○議長（石川交三君） 答弁者は。荒川町長

○町長（荒川滋君） その委員の選考の基準につきましては、今、担当の農業委員会の事務局長より説明をいたさせますが、まず、その選考委員があるのかということでありすけれども、私のほうから諮問した委員があります。そのメンバーは、副町長、そして会計管理者、総務課長、で、農業委員会の事務局長となっております。

あと、その13名の自薦・他薦などの内容につきましてでありますけれども、推薦を受けて、かつ応募したという方が1名、それから推薦を受けた方、これが8名、で、自ら応募したという方が4名となっております。

あと、議会議員でその資格はあるのかということでありすけれども、地方自治法の第92条を見ますと、地方自治体の議会議員は、次の職との兼業はできないというこ

とがうたわれております。それは、衆議院議員と参議院議員、この2つがうたわれております。農業委員会の委員は、その禁止の職に含まれておりませんので、まあ問題はないのかなというふうに思っております。

あと、3月に会議が流会してしまったという原因になった方についてでありますけども、その方、4月の8日に行われた農業委員会の総会の中で、そのことについて言及がありまして、本人のほうから反省とお詫びの言葉があつて、これからはそういうことのないようにという言葉があつたということを聞いております。

基準の内容については。

○議長（石川交三君） 柴田農業委員会事務局長

○農業委員会事務局長（柴田浩之君） お答えいたします。

農業委員の選定につきましては、これまでの農業における経歴、それから農業委員としての活動経歴、それから議案の説明でも町長申し上げましたとおり、お人柄などについて審査をしております。また、滞納状況がないことということもひとつ確認をしているところでございます。

また、議員に関しましては、法律上、特に遮るものといえますか、そういうものはありませんので、それが審査の段階では条件としてはございませんでした。

以上であります。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。議案第38号から議案第50号の五城目町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてを一括採決に供したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第38号から議案第50号のこれが審査については、委員会付託を省略し、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第4

5号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号の五城目町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたします。

次に、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後12時03分 再開

○議長（石川交三君） 再開いたします。

ただいま開催いたしました議会運営委員会について、議会運営委員長の報告を求めます。13番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 本日6月15日午前11時55分より、委員会提出議案について協議のため議会運営委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告をいたします。

出席委員は6名全員であります。参与には議会正副議長、書記には千田議会事務局長を指名し会議に入りました。

協議の内容は、地方自治法の改正を求める意見書についてであり、地方自治体の長が、病気や事故などにより意思表示できない状態下での辞職に関しての、長の尊厳を守り、円滑な行政運営を確保するため、議会の不信任議決や住民の解職請求によらない法令を早急に整備することを強く求めるということであります。

全会一致で、この意見書を提出ということに決しております。

さらに、その後、議会全体会を開いて議員各位に諮り、議員全員から賛同を得ております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決します。

次に、委員会提出議案第6号を日程に追加し、日程の順次を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第6号、地方自治法の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番佐々木委員長

○議会運営委員長（佐々木仁茂君） 委員会提出議案第6号、地方自治法の改正を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

本案は、地方自治体の長が、病気や事故などにより意思表示できない状態下での辞職に関して、長の尊厳を守り、円滑な行政運営を確保するため、議会の不信任議決や住民の解職請求によらない法令を早急に整備することを強く求めるものであります。

意見書（案）と提出先は添付されておりますので、どうかお目通しをお願いいたします。

以上。

○議長（石川交三君） 本案について質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第6号は可決と決します。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第2回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

午後12時09分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員